



山形県公報

平成30年4月1日(日)

号 外 (12)

目 次

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則4-5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則… 2
- 山形県人事委員会規則5-1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則6-3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則…… 5
- 山形県人事委員会規則7-5 (職員の退職管理に関する規則)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則14-3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

「参事

別表第1行政職給料表適用職の知事の本庁の項職級2の欄中「参事」を 改革推進監 に改め、同表行政職
女性活躍推進監」

給料表適用職の知事の出先機関の項職級5の欄中「主任専門検査員」を削り、同項職級6の欄中「専門検査員」及

び「専門防除員」を削り、同表行政職給料表適用職の企業管理者の本局の項職級2の欄中 「局長」 を

「
局長
参事

」に改め、同表行政職給料表適用職の病院事業管理者の病院の項職級3の欄中「こころの医療センターの

部長」を削り、同項職級4の欄中 「がん・生活習慣病センターの副部長
こころの医療センターの副部長」 を「副部長」に改め、同項職級6の欄中

「主査」を 「主査
主任主査」 に改め、同表海事職給料表適用職の知事の水産試験場庄内総合支庁の項職級4の欄中「庄

内総合支庁の機関長」を「機関長」に改め、同項職級5の欄中「水産試験場の機関長」を「通信長」に改め、同項
職級6の欄中「主任通信士」を削り、同表研究職給料表適用職の知事の出先機関の項職級4の欄中「副場長(農業
総合研究センター(水田農業試験場を除く。))の副場長を除く。)」を

「副場長(農業総合研究センター(水田農業試験場を除く。))の副場長を除く。」 に改め、同表医療職給料表(2)
科長」

適用職の知事の出先機関の項職級6の欄中「主任言語聴覚士」を削り、同表医療職給料表(2)適用職の病院事業管
理者の病院の項職級3の欄中「及びがん・生活習慣病センターの薬局長」を削り、同項職級4の欄中「及びがん・
生活習慣病センター」及び「室長」を削り、同表医療職給料表(3)適用職の知事の出先機関の項職級4の欄中「総

「副院長
合支庁の室長」を 副看護部長 に改め、同表医療職給料表(3)適用職の病院事業管理者の病院の項職級4の
総合支庁の室長」
欄中「専門員」を 「専門員
副部長」 に改める。

別表第3 医師及び歯科医師の職の知事の出先機関の項職級2の欄中「こども医療療育センターの部長」を
「保健所の主幹
総合支庁の主幹 に改め、同表医師及び歯科医師の職の病院事業管理者の病院の項職級2の欄中
こども医療療育センターの部長」
「がん・生活習慣病センターの副所長及び部長
救命救急センターの副所長及び部長 」を削り、同項職級3の欄中

「病院の副部長、副センター長、 医長、科長、室長及び副室長 がん・生活習慣病センターの副 部長、医長及び科長 救命救急センターの副部長、医 長及び室長」	を	「病院の副部長、副センター長、 医長、科長及び室長」	に改める。
---	---	-------------------------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成30年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第2条中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 一般社団法人東北観光推進機構

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第8条第3項第49号中「最上総合支庁又は」を「庄内食肉衛生検査所の次長の職務又は最上総合支庁若しくは」
に改める。

第105条第2項中「第2条のホテル営業及び旅館営業」を「（昭和23年法律第138号）第2条第2項の旅館・ホテ
ル営業」に改める。

別表第10中 「 | | 技術戦略監 | | 」を

「 」	改革推進監 女性活躍推進監 技術戦略監	に、
-------------	---------------------------	----

「 」	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">庄内食肉衛生検 査所</td> <td style="width: 20%;">所 長</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3 種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主 幹</td> <td style="text-align: center;">4 種</td> </tr> </table>	庄内食肉衛生検 査所	所 長	3 種		主 幹	4 種	を
庄内食肉衛生検 査所	所 長	3 種						
	主 幹	4 種						

庄内食肉衛生検査所	所 長	3 種	に、
庄内児童相談所	所 長	3 種	を
庄内児童相談所	所 長	3 種	に、
	主 幹	4 種	
衛 生 研 究 所	所 長	1 種	を
	副 所 長	4 種	
	主 幹	(副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	
衛 生 研 究 所	所 長	1 種	に、
	副 所 長	4 種 (人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	
	室 長		を
	主 幹		
	主 幹		に、
港 湾 事 務 所	副 所 長	4 種	を
	主 幹		
港 湾 事 務 所	所 長	1 種	に、
	副 所 長	4 種	
	主 幹		

	副 所 長	4 種 (副所 長のう ち人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)
--	-------	---

を

	副 所 長	4 種 (人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)
--	-------	---

に、

	副 館 長	4 種 (副館 長のう ち人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)
--	-------	---

を

	副 館 長	4 種 (人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)
--	-------	---

に改める。

別表第14イの項の表中

庄内警察署 小国警察署	立谷沢駐在所 南部駐在所	
----------------	-----------------	--

を

小国警察署 南部駐在所 に改める。

別表第15イの項の表中 「最上町立月楯小学校
同 東法田小学校」 を

「最上町立東法田小学校」 に改める。

別表第18中 「鶴岡市羽黒町手向字手向179-1
鶴岡市東荒屋字竹の内212」 「鶴岡市立羽黒第一小学校
鶴岡市立櫛引南小学校」 を

「鶴岡市東荒屋字竹の内212」 「鶴岡市立櫛引南小学校」 に、

「東田川郡庄内町肝煎字家ノ前14-1
鶴岡市羽黒町手向字手向203-1」 「庄内警察署立谷沢駐在所
鶴岡警察署手向駐在所」 を

「鶴岡市羽黒町手向字手向203-1」 「鶴岡警察署手向駐在所」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第105条第2項の改正規定は、平成30年6月15日から施行する。

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第3条第4項第2号中「第55条」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第22条第3号中「に掲げる職並びに」を「の欄に掲げる職及び」に改め、「、がん・生活習慣病センター及び救命救急センターの副所長」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第22条第3号の規定は、この規則の施行の日以後に離職した者について適用し、同日前に離職した者については、なお従前の例による。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

別表知事部局本庁の項職の欄中「技術戦略監」を「改革推進監、女性活躍推進監、技術戦略監」に改め、「秘書専門員」を削り、同表知事部局出先機関鶴岡乳児院の項職の欄中「副院長」を「副院長（総務を担当するものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年4月1日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成30年4月1日発行 発行人 山 形 県